

議 第 2 7 号

# 上 水 道 事 業 会 計 予 算 書

檣 原 市

## 令和6年度樫原市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給 水 戸 数   | 50,750 戸                  |
| (2) 年間総給水量    | 12,890,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量   | 35,315 m <sup>3</sup>     |
| (4) 奈良県営水道受水量 | 12,890,000 m <sup>3</sup> |
| (5) 主要な建設改良事業 |                           |
| 配水管整備事業       | 1,087,729 千円              |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入        |              |
|------------|--------------|
| 第1款 水道事業収益 | 3,130,907 千円 |
| 第1項 営業収益   | 2,879,284 千円 |
| 第2項 営業外収益  | 251,623 千円   |
| 支 出        |              |
| 第1款 水道事業費用 | 3,067,288 千円 |
| 第1項 営業費用   | 2,803,295 千円 |
| 第2項 営業外費用  | 59,993 千円    |
| 第3項 特別損失   | 202,000 千円   |
| 第4項 予 備 費  | 2,000 千円     |

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,170,190千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,278千円、過年度分損益勘定留保資金551,733千円及び当年度分損益勘定留保資金543,179千円で補てんするものとする。）。

| 収 入          |              |
|--------------|--------------|
| 第1款 資本的收入    | 274,832 千円   |
| 第1項 補助金      | 13,516 千円    |
| 第2項 分担金及び負担金 | 261,316 千円   |
| 支 出          |              |
| 第1款 資本的支出    | 1,445,022 千円 |
| 第1項 建設改良費    | 1,247,223 千円 |

第2項 企業債償還金 194,265 千円

第3項 国庫補助金返還金 3,534 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 245,901 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

| 種 類 | 名 称     | 数 量                  |
|-----|---------|----------------------|
| 土 地 | 一町配水場用地 | 5,375 m <sup>2</sup> |

令和6年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦